

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要 広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、へき地医療従事経験のある医師を擁する医療機関等に運営を委託する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 広域的なへき地医療支援事業の企画・調整を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するためには、以下の条件が必要である。</p> <p>①へき地勤務経験のある医師が必要であること へき地医療支援機構の専任担当官は、へき地勤務経験のある医師が努める必要があること。（厚生労働省「へき地保健医療対策等実施要綱」）</p> <p>②へき地病院等との連携体制が構築されている必要があること 代診医の派遣要請等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行うためには、へき地の病院や診療所及びここに勤務する医師との連携体制が構築されている必要があること。</p> <p>③県内のへき地医療に精通している必要があること へき地医療支援事業の企画・調整を円滑かつ効果的に実施するためには、県内のへき地医療の実態を把握している必要があること。</p> <p>④総合的な医療サポートが可能であること へき地病院や診療所に対して、自ら総合的な医療サポートや遠隔地医療支援等ができる医療機関でなければならないこと。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 郡上市は、</p> <p>①へき地勤務経験のある医師が複数常駐している。</p> <p>②県北西部地域医療センターを設置し、市内外のへき地病院、診療所及びここに勤務する医師との連携体制が構築されている。</p> <p>③市内でへき地診療所を複数運営し、また、自治医科大学卒業医師受入市町村会議の代表市町村でもあるため、県内のへき地医療の実態を把握しており、へき地医療支援事業の企画・調整を円滑かつ効果的に実施できる。</p> <p>④県北西部地域医療センターの基幹病院である国保白鳥病院を中心に、へき地医療機関への総合的なサポートが可能である。</p> <p>現時点ですべての要件を満たす事業者は郡上市以外にはない。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。